

福祉・介護職員等特定処遇改善加算

■福祉・介護職員等特定処遇改善加算とは

福祉・介護職員の処遇改善については、これまで取組が行われてきましたが、「新しい経済政策パッケージ」（平成29年12月8日閣議決定）において、「介護人材確保のための取組をより一層進めるため、経験・技能のある職員に重点化を図りながら、福祉・介護職員の更なる処遇改善を進める」とされ、2019年10月の消費税引き上げに伴う障害福祉サービス等報酬改定において対応することとされました。このことを受けて、2019年度の障害福祉サービス等報酬改定において、「福祉・介護職員等特定処遇改善加算」が創設されたところです。

■福祉・介護職員等特定処遇改善加算の算定要件

- ・ 現行の処遇改善加算Ⅰ～Ⅲを算定していること
- ・ 職場環境要件について、「資質の向上」「労働環境・処遇の改善」「その他」の区分で、それぞれ1つ以上取り組んでいること
- ・ 賃上げ以外の処遇改善の取組の見える化を行っていること

■見える化要件とは

福祉・介護職員等特定処遇改善加算を取得するためには、上記の算定要件の「見える化」に向けた取り組みについて、福祉・介護職員等特定処遇改善加算も含めた処遇改善加算の算定状況や、賃金以外の処遇改善に関する具体的な取り組み内容を、情報公表制度や事業者のホームページを活用する等、外部から見える形で公表することとなっています。

□職場環境要件の提示について

見える化要件に基づき、加算の取得状況を報告し、賃金以外の処遇改善に関する取り組み内容を下記に提示します。

●資質の向上

- ・働きながら介護福祉士等の資格取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い支援技術を取得しようとする者に対する強度行動障害支援者養成研修、サービス管理責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援

●労働環境・処遇の改善

- ・新人福祉、介護職員の早期離職防止のためのエルダー・メンター（新人指導担当者）制度等の導入
- ・子育てとの両立を目指す者のための育児休業制度等の充実
- ・事故、トラブルへの対応マニュアル等の作成による責任の所在の明確化

●その他

- ・中途採用者（他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等）に特化した人事制度の確立（勤務シフトの配慮）
- ・非正規職員から正規職員への転換
- ・職員の増員による業務負担の軽減

施設別加算算定状況

	福祉・介護職員処遇改善加算	福祉・介護職員等特定処遇改善加算
障害者支援施設こぶし園(施設入所支援、生活介護)	I	区分なし
こぶしの家(就労継続支援B型、生活介護)	I	I
ホームこぶし(共同生活援助)	I	I
ホームこぶしII(共同生活援助)	I	I